

事業名	交流年を活用したコンテンツの発信の推進	
主管課及び関係課(課長名)	(主管課)文化庁長官官房国際課(課長:池原充洋)	
施策目標及び達成目標	施策目標 8 - 4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進 達成目標 8 - 4 - (追加)国内外のコンテンツ制作等を行う者の相互の交流の促進や海外における我が国のコンテンツの普及を通じて我が国の文化等に対する理解の増進を図る。	
事業の概要	本事業は、政府間で合意した交流年を活用して、日本にとって戦略的に重要な中国・韓国等で日本メディア芸術作品展を開催するとともに、メディア芸術等のコンテンツ分野の人材育成や共同制作を総合的に実施することで、我が国のコンテンツの保護・流通を促進し、もって我が国のコンテンツ振興を総合的に推進するものである。	
予算額及び事業開始年度	平成17年度概算要求額:190百万円 事業開始年度:平成17年度	
得ようとする効果	メディア芸術等のコンテンツ分野の人材育成や共同制作などにより、我が国のコンテンツの創造基盤の強化を図るとともに、海外での日本のイメージを向上させる。	達成年度 平成21年度
必要性	第159回通常国会において、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が成立し、知的財産戦略推進本部において、「知的財産推進計画2004」が平成16年5月27日に決定されたところであり、 「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」において、国内外のコンテンツ制作等を行う者の相互の交流の促進や海外における我が国のコンテンツの普及を通じて我が国の文化等に対する理解の増進を図ることができるよう、我が国の魅力あるコンテンツの海外への紹介について指摘されており、コンテンツ分野の海外への展開を行う、「交流年を活用した国際文化交流の推進」や「日本メディア芸術作品海外展」の役割は大きいと考える。 また、国際文化交流懇談会報告書(平成15年3月24日)においても、文化人・芸術家等の国際的な協力・共同関係の構築と強化のための事業の実施が指摘されているところ。	
効率性	事業を実施することで我が国のメディア芸術等のコンテンツ分野への関心が高まり、経済産業省等のコンテンツ市場整備事業等と連携して、我が国のコンテンツ産業の海外進出を促し、よって、さらなる国際交流の流れを生み出すことができると考えられる。	
有効性	効果の把握の仕方(検証の手順)	本事業の効果は、コンテンツ分野の人事交流の状況や、クリエイターなどへのアンケートを実施し、我が国の文化への関心度調査等を行い、把握する。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	コンテンツ分野の人事交流の状況やクリエイターなどへのアンケート調査の結果を検証。
備考	著作権条約加入及び実態調査、著作権に関する国際的紛争等諸問題の調査研究、TRIPS協定履行にかかる評価・分析事業、国際文化フォーラム事業	

交流年を活用したコンテンツの発信の推進

要求額: 190百万円(新規)

背景

【コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年6月)】

- ・国内外のコンテンツ制作等を行う者の相互の交流の促進
- ・我が国の魅力あるコンテンツの海外への紹介

【知的財産推進計画2004(平成16年5月)】

- ・国際交流によるジャパンプランドの発信強化

【今後の国際文化交流の推進について報告(国際文化交流懇談会・平成15年3月)】

- ・文化人、芸術家などの国際的な協力、協同関係の構築を強化
- ・メディア芸術の振興、交流年の活用

交流年の活用

日本

日本にとって戦略的に重要な国
(例)韓国、中国、オーストラリア

一過性の交流 「交流年」をきっかけにした継続的な交流
経済力(ハード・パワー) 文化力(ソフト・パワー)
文化芸術を紹介し合う交流 「協働」による作品制作等

方策

1. 日本メディア芸術作品海外展の実施

- ・日本のアート、エンターテインメント、アニメーション、マンガ等
- ・「日本メディア芸術作品展」の作品のうち評価を得た作品を海外において展示

2. メディア芸術分野の芸術家・文化人の人材育成

- ・ネットワークの構築
- ・国内外での研修会等の実施

3. 芸術家・文化人によるコンテンツの共同制作

- ・新たなコンテンツの芽の創出
- ・芸術家・文化人の触発

コンテンツの創造基盤の強化及び日本文化の理解の促進